

# 介護保険による住宅改修について

## 1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（\*）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成后、領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割（一定以上の所得のある人は8割）相当額が償還払いで支給されます。

なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となります。（一定以上の所得のある人は8割（16万円）が上限となります。）

（\*）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができます。

## 2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 3 支給限度基準額

20万円

- ・要支援、要介護区分にかかわらず定額となります。
- ・一生涯20万円までの支給限度基準額となりますが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居したときは再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。